

日新小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定
平成29年4月6日 改訂
平成31年4月2日 改訂
令和3年4月6日 改訂
令和6年4月1日 改訂

【様式1】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切である。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものである。―福井県いじめ防止基本方針より―

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現する。ため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害児童の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断す。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切である。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものである。

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。また、発達段階に応じて適切な規範意識をそだてていく。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

私たちの道徳、福井県心のノートを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。（２）学校評価

○いじめの防止等のための取組

環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修等の実施等に関わる項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努める。

（２）いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進める。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進する。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行う。

○特別な配慮が必要な児童

特別な配慮が必要な児童に対して、その特性を踏まえた適切な支援を行う。また、周囲の児童に対しては、発達段階に応じて説明し、理解を促す。

① 発達障害等の障害のある児童

② 海外から帰国した児童や外国人の児童国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

③ 性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童

④ 東日本大震災で被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童 等

（３）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。

○アンケートの実施

毎月１回「いじめのアンケート」（実態調査）を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。その際、児童に日々の生活を振り返らせる自己チェックも行う。担任は、該当した児童と個別面談をし、早期解決を図る。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談やスクールカウンセラーとの全員面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡・連絡帳記載等を通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

(4) いじめの事案対処（今までは早期対応）

○「いじめ対応サポート班」による対処

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対処により被害児童を守る。

○被害・加害児童への対処

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、事案（今までは早期）解決に向けた最善の方法を講じる。

(5) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置・事実関係調査・関係保護者への情報提供市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。
- ・保護者と連携し、本人の命を守ることを最優先に対処する。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているかを確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめにかかる行為が止んだ後、相当の期間（3ヶ月を目安）を経過していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的開催する。

＜構成員＞校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等

＜活動＞

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行う。

＜構成員＞生徒指導主事、学年主任、生徒指導部会員、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

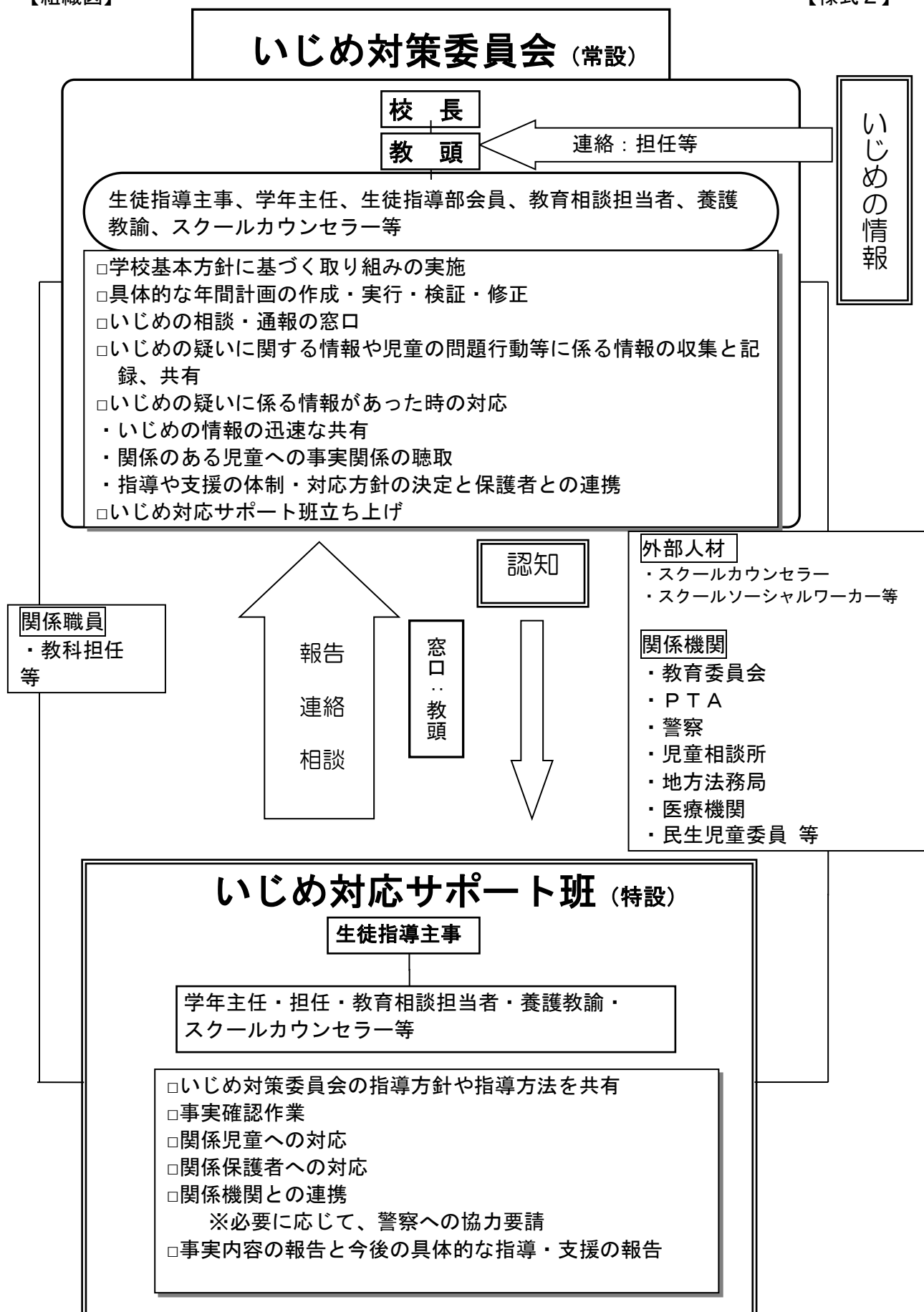
＜活動＞

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図

【組織図】

【様式2】



5 いじめ対策の年間行動計画

【様式3】

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

日新小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会(基本方針確認・年間計画策定等)→	1年生を迎える会(自主的な活動・異学年での絆作り)					
	職員会議(年間計画周知等)→						
	P T A総会(基本方針の公表)	縦割り活動計画(リーダー育成・絆作り等)					
	終礼後:気がかりな児童の報告						
5月	いじめ対応サポート班 :起きた時に即対応	縦割り活動スタート(自主的な活動・絆作り・リーダーの存在感)					
		いじめアンケート調査					
6月	いじめアンケート調査→該当した児童と担任との個別面談→担任からいじめ一覧表提出→報告(生徒指導主事・教頭・校長)						
	終礼後:気がかりな児童の報告	縦割り遊び(自主的な活動・絆作り)					
	終礼後:気がかりな児童の報告						
	終礼後:気がかりな児童の報告	縦割り集会(集会委員会による集会:自主的な活動・絆作り)					
	終礼後:気がかりな児童の報告						
	授業研究(子どもの居場所・絆作り等を意識した授業を公開)	春季体育大会(自主的な活動・絆を強める)					
	いじめ対策委員会(生徒指導部会で、定期的に状況把握)						
7月		虹の会見学 (福祉施設の 人との交流)					
		宿泊体験学習 (絆作り・自主的な活動)					
		史跡巡り (絆作り・自主的な活動)					
		いじめアンケート調査					
8月							
	終礼後:気がかりな児童の報告	全員面談					
	終礼後:気がかりな児童の報告						
	終礼後:気がかりな児童の報告	縦割り集会(集会委員会による集会:自主的な活動・絆作り)					
	終礼後:気がかりな児童の報告						
	いじめ対策委員会(定期的に状況把握・夏期休業前指導)	防犯教室(非行・不審者対応)					
9月		幼小交流会 (幼稚園児と人との交流)					
		町探検(地域の 人との交流)					
10月		いじめアンケート調査					
		いじめアンケート調査→該当した児童と担任との個別面談→担任からいじめ一覧表提出→報告(生徒指導主事・教頭・校長)					

〔7～9月〕

日新小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
7 月	終礼後：気がかりな児童の報告	縦割り遊び（自主的な活動・絆作り）					
	終礼後：気がかりな児童の報告						
	終礼後：気がかりな児童の報告			ひまわり教室(休み前非行教室)			
	保護者会(情報や意見収集)				校内体育大会計画（自主的な活動・コミュニケーション力育成）		
	いじめ対策委員会（定期的に状況把握・振り返り）	いじめアンケート調査					
	授業研究	いじめアンケート調査→該当した児童と担任との保護者会→担任からいじめ一覧表提出→報告(生徒指導主事・教頭・校長)					
8 月		家庭訪問（家の確認・普段の様子の把握・クラス地域の児童の状況把握）					
	いじめに関する校内研修会（教員の意識点検等）						
	いじめ対策委員会（休み明けの方向性の確認・振り返り）→職員会議（取り組み重要事項確認）	親子奉仕活動（体験的な活動・親子の絆作り）					
9 月	終礼後：気がかりな児童の報告	地域のお年寄りへの手紙（老人との交流・全学年で手紙作成）					
	終礼後：気がかりな児童の報告					連合体育大会（自主的な活動・絆作り）	
	終礼後：気がかりな児童の報告	幼小交流会（幼稚園児との交流）				校内体育大会に向けての活動（自主的な活動）	
	終礼後：気がかりな児童の報告						
	いじめ対策委員会（生徒指導部会で、定期的に状況把握）	縦割り集会（集会委員会による集会：自主的な活動・絆作り）					
	授業研究	いじめアンケート調査					
	いじめアンケート調査→該当した児童と担任との個別面談→担任からいじめ一覧表提出→報告(生徒指導主事・教頭・校長)						

日新小学校

教員の動き等		児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
10 月	終礼後：気がかりな児童の報告	校内体育大会（自主的な活動・絆を強める）					
	終礼後：気がかりな児童の報告	虹の会交流会（福祉施設の人との交流）					
	終礼後：気がかりな児童の報告	生活委員会による集会（いじめの劇等の発表、呼びかけ・児童自ら運営）					
		教育ウイーク・親子の集い（親子の交流・絆作り）					
	いじめ対策委員会（定期的に状況把握・振り返り）	幼小交流会（幼稚園児との交流）					携帯安全教室（ネットモラル・犯罪等）
	授業研究	いじめアンケート調査					
	いじめアンケート調査→該当した児童と担任との個別面談→担任からいじめ一覧表提出→報告(生徒指導主事・教頭・校長)						
11 月	終礼後：気がかりな児童の報告	読書月間（家庭での読書の勧め：親子読書等）					
	終礼後：気がかりな児童の報告					特別支援学校の見学	修学旅行（自主的な活動・絆作り）
	終礼後：気がかりな児童の報告	縦割り遊び（自主的な活動・絆作り）					
	終礼後：気がかりな児童の報告	縦割り集会（集会委員会による集会：自主的な活動・絆作り）					
	いじめ対策委員会（生徒指導部会で、定期的に状況把握）	授業研究	いじめアンケート調査				
	いじめアンケート調査→該当した児童と担任との保護者会→担任からいじめ一覧表提出→報告(生徒指導主事・教頭・校長)						
12 月	終礼後：気がかりな児童の報告	全員面談(教育相談週間)					
	終礼後：気がかりな児童の報告	特別支援学校との交流					
	終礼後：気がかりな児童の報告						
	保護者会(情報や意見収集)						
	いじめ対策委員会（定期的に状況把握・冬期休業前指導・振り返り）	いじめアンケート調査					
	授業研究	いじめアンケート調査→該当した児童と担任との個別面談→担任からいじめ一覧表提出→報告(生徒指導主事・教頭・校長)					

日新小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	終礼後：気がかりな児童の報告 終礼後：気がかりな児童の報告 終礼後：気がかりな児童の報告 取組評価アンケート実施→分析 →情報発信(結果・考察等) いじめ対策委員会（生徒指導部会で、定期的に状況把握） 授業研究	縦割り集会（集会委員会による集会：自主的な活動・絆作り） 縦割り遊び（自主的な活動・絆作り） いじめアンケート調査 いじめアンケート調査→該当した児童と担任との個別面談→担任からいじめ一覧表提出→報告(生徒指導主事・教頭・校長)					
2月	終礼後：気がかりな児童の報告 終礼後：気がかりな児童の報告 終礼後：気がかりな児童の報告 終礼後：気がかりな児童の報告 いじめ対策委員会（生徒指導部会で、定期的に状況把握）	わくわく交流会(異校種生との交流・絆作り) 中学校体験入学(異校種生との交流・絆作り) 縦割りお別れ会の練習・壁面等の製作等（各学年で工夫して作成・練習） いじめアンケート調査 いじめアンケート調査→該当した児童と担任との個別面談→担任からいじめ一覧表提出→報告(生徒指導主事・教頭・校長)					
3月	終礼後：気がかりな児童の報告 終礼後：気がかりな児童の報告 終礼後：気がかりな児童の報告 いじめ対策委員会（年度の振り返り・新年度に向けて計画見直し） →職員会議(課題と計画の確認等)	縦割りお別れ会：6年生を送る会（児童自ら運営・感謝の心・次の学年の自覚） 校内奉仕活動（学校に感謝して） いじめアンケート調査 いじめアンケート調査→該当した児童と担任との個別面談→担任からいじめ一覧表提出→報告(生徒指導主事・教頭・校長) <いじめアンケートは、児童在籍中は生徒指導主事・校長が保管>					